

**「神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則の一部改正」
にかかると意見公募結果について**

意見募集期間：令和6年2月19日（月）～3月19日（火）

意見公募結果：1件

寄せられたご意見	神戸市の考え方
<p>家庭の事情による理由で指定学校の変更を認める場合、卒業まで認めるのではなく、1年ごとの申請として、学校・教育委員会・区役所が連携して、不正がないように調査してもらいたい。</p>	<p>このたびの改正は、これまで申請時に小学校3年生以下である児童を対象としてきたものを、申請時の学年によって対象を制限しないように変更しようとするもので、指定学校の変更を認める期間を変更するものではありません。</p> <p>指定学校の変更手続きに関しては、保護者に適切に申請を行っていただくよう周知するとともに、学校長が保護者等と面談して確認を行うなど、今後も適切な運用に努めていきます。</p>